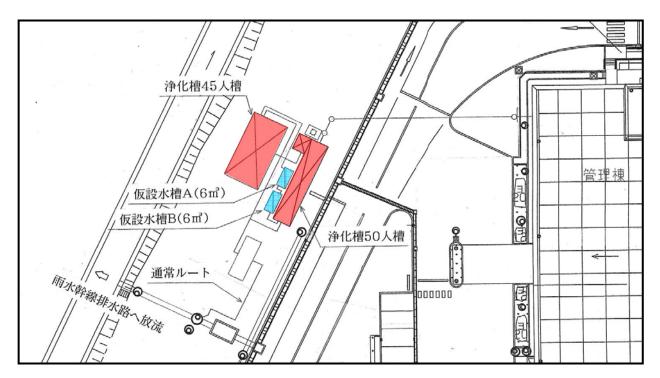
## 平成 23 年 10 月に発生したトラブル事象について (1/1)

区分Ⅱ 件名 浄化槽排水中の全窒素の排出管理目標値の超過 発生日時 平成 23 年 9 月 27 日 16 時 30 分~9 月 28 日 8 時 30 分(判明:10 月 7 日 13 時 00 分頃) 発生場所 浄化槽出口(50 人槽及び 45 人槽の合流後の活性炭槽後) 環境への影響 水質汚濁のおそれ(但し、最終放流口前で冷却水と合流して希釈されるため、環境への影 響は十分低くなっている。) PCB 汚染の可能性 なし 概要(時刻は頃) 処理施設内の生活排水は、浄化槽(50 人槽及び 45 人槽の並列設置)により処理され、 (応急措置等) その処理水(10m3/日)は冷却水(300m3/日)と合流後、雨水幹線排水路へ放流している。 【時系列】 9/27 16:30、9/28 0:30,8:30 浄化槽出口で排出源モニタリングのため、浄化槽排水を採取。 10/7 13:00 分析会社から分析結果をメールにて受領。全窒素のデータが 34,37,32mg/& (日間平均34mg/l)で、環境保全協定で定める排出管理目標値の最大値(60mg/l)は 下回っているが日間平均(30mg/2)を超過していることを確認。(他の生活環境項目は 全項目について排出管理目標値以下) 13:15 直ちに所長以下関係者による対策会議を招集し、初期対応(行政等への連絡、 浄化槽排水のサンプリング及び分析会社への分析依頼、浄化槽管理会社に対する 放流停止に向けた準備の実施の指示等)を決定。 13:40 浄化槽出口で浄化槽排水を採取後、分析会社に搬送。 14:00 胆振総合振興局環境生活課より、浄化槽排水の放流を停止して停止時刻を報告 するよう指示あり。 15:00 浄化槽管理会社による仮設水槽(5m3×2基)と各浄化槽出口間の仮設配管工事 が完了し、浄化槽排水の放流停止を実施。 17:30 プレス公表(FAXによりマスコミ各社に投げ込み) 10/8 8:58 前日採取試料の分析結果が判明。18mg/Qで排出管理目標値以下であった。 ・ 浄化槽排水の放流停止(最終放流口へのラインを閉止し、各浄化槽の処理水を仮設タン 事象による影響 クに一時貯留し、バキュームカーにて室蘭市し尿前処理施設へ移送して処理) 発生原因 全窒素が上昇する要因を抽出し、浄化槽メーカ及び浄化槽管理会社と協同で調査し た。その結果、現在まで以下の点について確認している。 調査項目 窒素異常の要因 調査結果 原因 ①流入水の 流入水中の窒素濃度が 9 月定検において生活排水量は通 設定よりも高いと窒素濃 常よりも 10%少なかったが、10/14 の 水質 度が上昇する。 測定でほぼ設定どおりの値であり、 10%程度のずれは問題ない。 メタノールの添加量不足 流入水へのメタノール添加率が 50 ②薬剤の Δ 人槽と45人槽で10倍違っていた。 添加量 で窒素濃度が上昇する。 ③循環水量 第 4 槽の硝酸性窒素を第 流入水中の窒素濃度が設定どおり であったことから、循環水量は適切 の設定 1槽に戻すことにより、第 1槽中の微生物が硝酸性 であった。 窒素中の酸素を呼吸のた め取込んで脱窒する。循 環水量が不適切の場合、 窒素濃度が上昇する。 ④水質分析 分析結果と実際の数値が 浄化槽管理会社で毎週実施してい Δ の方法 異なっている場合、適切な る簡易分析(パックテスト)による全 管理が行えない。 窒素の結果は 5~8mg/lで良好であ ったが、実際はもっと高かった。 ⑤汚泥引抜 | 汚泥が過剰に堆積すると マニュアルでは清掃時期の目安は Δ の時期 汚泥中の窒素分が溶出 堆積厚さ 50cmであったが、実態は し、窒素濃度が上昇する。 100cmで引き抜いていた。(9/30 に 50 人槽の汚泥を 23m3 引抜き、全窒 素が改善されている。) ⑥槽内の 散気に偏りがあると、窒素 ブロワは正常に動作していたが、散 Δ 散気状態 除去機能に悪影響があ 気管の一部に目詰まりがあった。 り、窒素濃度が上昇する。 今後、上記②・④~⑥について精査し、原因を特定する。

再発防止対策	・ 現在のところ原因は究明中であるが、究明した原因に基づき適切に再発防止対策を講
	じる。再発防止対策を講じた後、水質が安定したことを行政に報告した上で放流再開の
	手続きを進める。
	・ 管理強化のため、全窒素の JIS 分析を当施設で実施できるよう分析装置を購入した。
	11/14 から分析員への教育・訓練を行い、11/21 から分析を実施する。
	・ 浄化槽排水を委託した分析会社は全窒素が高いことを 9 月中に把握していたが、別分
	析所での再分析後に当社に報告した。今後は異常データが出た場合、すぐに連絡する
	よう申し入れた。
水平展開	・ 再発防止対策を踏まえて検討する。
連絡・公表の状況	・事象区分の判断:区分Ⅱの1「環境保全協定に定める排出管理目標値の超過」に該当。
	・対外対応:10/7 13:18~ 胆振総合振興局、室蘭市及び道庁に電話にて通報。
	15:08 道庁・胆振・室蘭市に浄化槽排水の放流停止を電子メールにて連絡。
	18:10~19:10 新聞社による取材(10/8・9朝刊に記事掲載)。
	10/8 9:21 道庁・胆振・室蘭市に前日採取分の分析結果を電子メールにて連絡。
	10:45 室蘭市消防本部予防課に排出管理目標値超過を電子メールにて連絡。
	10/11 10:15~12:00 環境保全協定に基づく胆振及び室蘭市の立入検査。
	18:30 通報連絡票(第1報)により、道庁・胆振・室蘭市に対して概要を連絡。
	・報告・公表:「通報連絡・公表の取扱い」に基づき、10/7 17:30 に FAX にてプレス公表し、
	同日 18:30 に当社ホームページ及び PCB 処理情報センターにてプレス文を公表した。ま
	た、11/10 に報告書を北海道及び室蘭市に提出し、PCB処理情報センターに配備した。
添付資料	・分析結果(前回と今回のモニタリング結果及び 10/7 の分析結果)
	・浄化槽と仮設水槽等の配置図及び写真

## 【発生源(JESCO分)】

		前回のモニタリング結果			今回のモニタリング結果				停止前			
浄化槽出口 (活性炭槽後)	採取日	平 成 23 年										
		2月1日	2月2日	2月2日	日間	9月27日	9月28日	9月28日	日間	10月7日	水質管理目標値 (カッコ内は日間平均)	
項目	時刻	16:00	0:00	8:00	平均	16:30	0:30	8:30	平均	13:40		
рΗ		7. 2	7. 2	7. 1		7. 1	7. 1	7. 2			5.8 <b>~</b> 8.6	
SS	(mg/L)	15	6	5	9	4	3	3	3		$30(20)\mathrm{mg/L}$	
BOD	(mg/L)	11	11	9. 5	10	5. 0	2. 9	9. 2	5. 7		$20(15)\mathrm{mg/L}$	
COD	(mg/L)	8. 6	8. 0	7. 9	8. 2	6. 4	6. 3	6. 2	6. 3		$80(60)\mathrm{mg/L}$	
全窒素	(mg/L)	13	14	14	14	34	37	32	34	18	$60(30)\mathrm{mg/L}$	
全リン	(mg/L)	0. 20	0. 11	0. 099	0. 14	0. 056	0. 044	0. 039	0. 046		8 (4) mg/L	
nーヘキサン(鉱物油)	(mg/L)	1未満	1未満	1未満		1未満	1未満	1未満			5mg/L	



排水経路と浄化槽及び仮設水槽の配置図



浄化槽及び仮設配管等の設置状況